

2022年8月31日

リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典 先生
同 鈴木 多門 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋
同 佐々木 秀
同 石崎 泰哲
同 山本 晃久
同 瀬川 堅心



回答及び質問状(8)

前略 当職らは、8月24日、リ・ジェネレーション株式会社（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職より受領した同日付け「回答書兼質問状兼要望書（6）」（以下単に「回答書（6）」といいます。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、ご質問、ご要望頂いた各事項についてご回答すると共に、以下の事項について貴職によるご回答を求める。以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にして使用した略語を本書面においてもそのまま使用させて頂きます。

また、当社と致しましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として、貴社とのやり取りについても継続的に開示しているところ、貴職からも、7月14日付け「要望書」以降、当社ホームページでの開示をご要請頂いており、このような公表についてはご了承頂けていると理解しておりますので、本書面及びご回答に関しても、従前と同様に当社が公表致しますので、予めご承知おきください。

なお、貴職らが、当社が「未回答」であると指摘している事項については、一部貴社の望む内容ではないかもしれません、既に当社が回答済みのものもありますので、必要な範囲で回答している点、予めご承知おきください。

また、本書面につきましても、貴社の回答書（6）が9頁に及ぶものであったことに対応した結果、電子内容証明郵便による差出が困難な長さとなってしまったため、配達証明郵便にて送付するとともに、同一書面をファクシミリにて送信致します。

1 貴社のご質問、ご要望に対する回答について

(1) 法令遵守状況及び重要提案行為について

当社の質問状（6）及び質問状（7）で記載したとおり、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示するべき要請は極めて強いものである上に、貴社は当社の株式を保有する目的を「重要提案行為等を行うこと」としていることからも、貴社が上記の必要な情報を開示するべき要請はより一層強いものになっているにも拘わらず、貴社が、何ら合理的な理由なく、回答書（1）で財務内容を「非開示とさせて頂きます」としてご回答を拒否されたため決算公告の懈怠を指摘したという経緯がございます。

また、重要提案行為の内容についても、当社の質問状（7）で記載したとおり、貴社が提出した2022年4月14日付け大量保有報告書に記載されている保有目的は「重要提案行為等を行うこと」と断定的に記載されていることから、貴社は、同日時点では既に当社に対して行う重要提案行為について構想を有していたと考えられますので、この法定書類を作成するに当たって当然有していたであろう重要提案行為の内容の開示を求めたに過ぎません。

それにも拘らず、貴社は、貴社の回答書（5）の1（1）及び回答書（6）の1及び2において、繰り返し、この点から論点をずらして回答を拒絶ないし遅延しようとされております。このように貴社が建設的な対話を拒絶している状況で、質問及び回答が平行線をたどっていることから、当社としては、誠に遺憾ながらこれらの点について貴社からは今後も真摯かつ誠実なご回答は頂けないと理解しましたので、これらの点について今後繰り返し開示・ご説明を求めるることは致しません。

(2) Access Journal の信用性に関するご質問について

ご質問の報道の時期については、質問状（7）でも記載しておりますのでご確認ください。

なお、貴社は当社が質問状（4）を発出した2022年5月9日時点の報道についてご質問されているようですが、前提として、それ以降に他社からも同様の内容の報道が出ているということは、それらの報道機関も一定の調査をした上でその内容の正確性を確認していることを示しますので、念のため付言致します。

(3) 追加質問事項について

まず、当社子会社である仲庭時計店について、貴社は回答書（6）で「逆にお尋ねしますが、貴社100%子会社である仲庭時計店の業績について、貴社経営陣におけるは、貴社グループの連結及び個別業績に与えるインパクトは小さいとお考えなの

でしょうか」と記載されていますが、当社の質問状（7）で記載したとおり、当社子会社である仲庭時計店の財務情報を含め、当社は連結貸借対照表及び連結損益計算書等の連結財務諸表を必要な注記事項とともに、独立監査人の監査も受けた上で、法令に従って有価証券報告書で開示しております。この開示の要否の判断に当たっては、当社グループの連結及び個別業績に与えるインパクトも加味しています。

なお、ご指摘の点に関しては、もともと仲庭時計店は、関西地方を中心とした時計及びジュエリー小売の老舗であって、ジュエリーを中心とする当社の商品ラインアップの拡充及び関西地区への商圏・営業基盤の拡大を目的として、2014年9月に買収しましたが、大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じているものです。しかしながら、当社が、グループとして構造改革を進めた結果、仲庭時計店の経営状態は改善しつつあり、現状において、株主共同の利益の観点から、特別にご説明すべき問題はなく、既存の開示で特段問題ないと考えております。

また、本総会において当社が株主総会招集通知に同封した補足資料中に記載致しました32.14%の内訳について開示することを貴社は引き続き求め、それを前提とした質問をされておりますが、当該質問については（貴社の望む回答ではないかもしれません）必要な範囲で当社の質問状（7）で回答しておりますし、32.14%の内訳についても、当社の質問状（7）で記載したとおり、現時点においては、「本件連動取得者」及び「布山氏関係者」が、本対応方針上の「特定株主グループ」を構成すると当社として判断したわけではないことから、補足資料中に記載致しました32.14%の内訳について開示することは想定しておりません。但し、今後、別途マイルストーンマネジメント株式会社が当社に対して意向を表明されている、同社による当社に対する大規模買付行為等との関係で、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から「本件連動取得者」及び「布山氏関係者」の内訳を必要な範囲で開示することはあります。

（5）その他の事項について

質問状（6）及び質問状（7）にも記載したとおり、当社は、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適時・適切に開示を行って参る所存であり、また、当社は、当社の中期経営計画の詳細を開示することを決定しておりますが、開示の日時や方法については、引き続き検討しております。また、これまでの中期経営計画の概要について、例えば、2022年6月14日付け「第61期定期株主総会招集ご通知」6頁の「対処すべき課題」の2段落目以降が該当します。この点、貴社の回答書（4）で「当社の認識では、通常の意味における中期経営計画とは、中期、すなわち向こう3～5年程度の期間に係る具体的な数値目標を意味し、逆に具体的な数値目標を示さない中期経営計画というものを見たことはございません」とあるので、見落とされているのだと存じますが、再度

ご確認ください。

なお、貴社の回答書（4）の開示が遅くなってしまったこと、及び、8月15日付け要望書でご指摘頂いた、7月14日付け要望書の当社ホームページ上のリンクの見出しに誤記があったことはお詫び申し上げます。見出しへについては要望書を受領した当日に修正しその旨開示も致しましたので改めてご報告申し上げます。

2 当社からの追加の質問事項について

（1）貴社代理人戸田裕典弁護士とマイルストーンマネジメント代理人大下良仁弁護士との間の関係（大塚和成弁護士を介したものも含む）について

貴社の回答書（6）では、「貴社及び当社の件につきまして」貴社代理人戸田裕典弁護士（以下「戸田弁護士」といいます。）とマイルストーンマネジメント代理人大下良仁弁護士（以下「大下弁護士」といいます。）との間に関係はないと記載されておりますが、「貴社及び当社の件」が何を限定しているのか不明確であることから、改めて、両弁護士の間のご関係について、「貴社及び当社の件」以外についても、ご回答ください。なお、質問状（7）でも以下のとおり詳述したとおり、両弁護士の間には、大塚和成弁護士（以下「大塚弁護士」といいます。）を介して何らかの人的関係その他の関係があることが合理的に推測され、かつ、下記のとおり、市場における株式の買集めや、大株主であることを背景とした臨時株主総会請求等、当社株式の大量買集め事案と共通性・類似性を有する事案等での協働関係も複数見られますが、そのような事実を踏まえてもなおご回答を拒否されるのであれば、回答を拒否される理由をご説明ください。

- （ア）戸田弁護士は、株式会社三ッ星との紛争において、アダージキャピタル有限責任事業組合の代理人を大塚弁護士と共同受任していたこと
- （イ）マイルストーンマネジメント代表取締役の島崎紀子氏が大洋物産の大株主に登場したタイミングで同社の第5位株主（持株割合4.15%）であった株式会社敷島ファーム（以下「敷島ファーム」といいます。）は、2021年12月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもって招集請求権行使して大下弁護士を大洋物産の取締役候補者として擁立し、その結果として2022年3月1日に開催された大洋物産の臨時株主総会において、大下弁護士は同社の取締役として選任されました。その際に、大塚弁護士が敷島ファームの代理人を務めていたこと（なお、質問状（7）の2（1）（i）記載のとおり、この臨時株主総会招集請求権の行使に先立って、貴社代表者の尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）と密接な関係がある星野和也氏が代表取締役の一人を務める株式会社ランニングが大洋物産の大株主となっています。）
- （ウ）大洋物産の2022年2月14日付け臨時株主総会招集通知8頁によれば、大

下弁護士は大塚和成弁護士が当時代表を務めていた二重橋法律事務所に2015年4月から所属していたこと

- (エ) アジア開発キャピタル株式会社の2021年8月10日付けプレスリリースによれば、同社の第三者委員会の委員を大下弁護士が務めていましたが、大塚弁護士は同社の代理人を株式会社東京機械製作所との紛争において務めていたこと
- (オ) 株式会社Nutsの2020年9月28日付けプレスリリース添付の同社の外部調査委員会による調査報告書2頁～3頁によれば、大下弁護士が外部調査委員会の委員を務めた株式会社Nutsの調査において大塚弁護士が代表を務めるO MM法律事務所が調査補助者を務め、大塚弁護士も調査補助者としてその名が記載されていること

(2) 貴社及び戸田弁護士と江川源氏とのご関係について

貴社の回答書（6）では、貴社及び戸田弁護士共に江川源氏と交流及び面識はない旨ご回答頂いておりますが、貴社代表者の尾端氏は2013年3月から株式会社FHTホールディングス（なお、当時の商号はターポリナックスHD株式会社。以下「FHT」といいます。）の執行役員を務めていたところ（当社の質問状（4）参照）、江川源氏が代表者を務める復華ジャパン株式会社は、このFHTの大株主でした（復華ジャパン株式会社の2020年3月31日付け変更報告書3頁参照）。この事実を踏まえてもご回答は変わらないとの理解で宜しいでしょうか。

(3) 貴社代表者による他の法人を通じた活動について

貴社の回答書（6）では「これらの質問に対しては回答の必要性がないものと思料します」とご回答頂いておりますが、例えば、株式会社ARK（以下「ARK」といいます。）については、2022年3月2日付けで中部経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分（連鎖販売取引の一部等を同日から同年6月1日までの3か月間停止することの命令等）を実施しており、この違反行為当時の代表者は葉室一政氏と記載されています。なお、違反行為は①勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）、②勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘、③ARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為とされています。他方、①尾端氏は株式会社Sanctuary（以下「Sanctuary」といいます。）の監査役を2013年3月31日まで務め、さらに2022年8月1日からは代表清算人も務めていたこと、②ARKの東京コールセンターが貴社本店所在地と同じビル・フロアに所在していたこと、③このSanctuaryとARKは、(i)葉室一政氏含めその役員4名が共通しており、(ii)同一URLのウェブサイトの使用、同一電話番号のコールセンターの使用、継続して名古屋市内の同一のビル・フロアを使用している経緯があること等から、貴社乃至尾端氏とARK及びSanctuaryとの間に何ら

かの事業上の関係及び人的関係が合理的に推測されるところです。貴社は当社の筆頭株主かつ主要株主であるところ、その代表者である尾端氏が、特定商取引法に違反する行為に関与していたとなれば、これは当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を与えるものであり、それにも拘らず（特に、ARKやSanctuary、葉室一政氏と関係がなければ、他の回答と同様に「関係はありません」とのみ回答すればよいにも拘らず、敢えて）「回答の必要性がない」とされる貴社のご回答には大変驚愕し、困惑しているところです。

以上を踏まえて、当社の質問状（7）記載のご質問についてご回答ください。

- (4) 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係について
株式会社リアルビジョン（現在の商号は株式会社RVH。以下「リアルビジョン」といいます。）の適時開示によれば、貴社は、2014年3月13日、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.（当時の代表取締役は黒澤明宏氏。以下「NDC」といいます。）から、リアルビジョン株式142,000株を譲り受けており、当該適時開示において、NDCによる譲渡先（貴社）の選定理由につき、（当時の）「N&Mの代表取締役である橋祐司氏がNDCの株主でありNDCと人的交流もあるため」とされています。NDCは、リアルビジョンのほかにも、株式会社プリンシバル・コーポレーション（現在の商号はグローバルアジアホールディングス株式会社）等の上場会社に対する出資を行っており、貴社も、NDCを通じて他の上場会社又はそれらに出資した者との間で関係を有している可能性があると考えております。そこで、貴社とNDCの間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご教示ください。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛として頂けますようお願いします。

草々